

報道関係者 各位

令和4年12月13日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年12月6日（火）から12月12日（月）において、埼玉労働局職員21名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳）

12月6日（火）6名（埼玉労働局、さいたま労働基準監督署）

12月7日（水）3名（埼玉労働局、ハローワーク春日部、ハローワーク越谷）

12月8日（木）4名（さいたま労働基準監督署、ハローワーク春日部、ハローワーク行田）

12月9日（金）1名（所沢労働基準監督署）

12月10日（土）3名（埼玉労働局、ハローワーク川口）

12月11日（日）3名（ハローワーク大宮、ハローワーク春日部）

12月12日（月）1名（ハローワーク川口）

当該21名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。